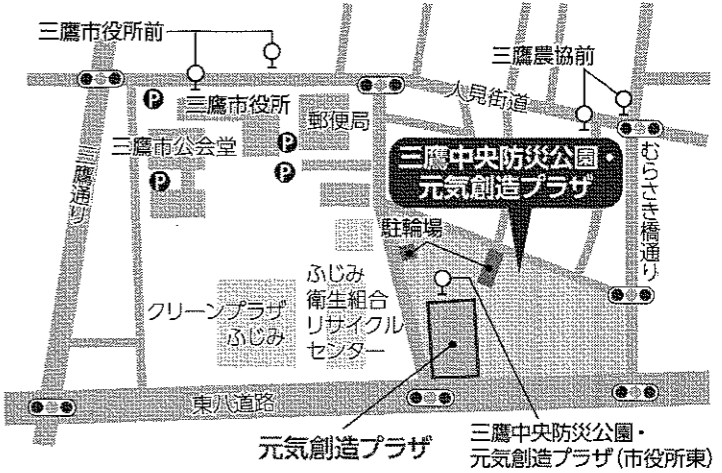


【平成 30 年度 権利擁護・あんしんサポーター養成講座 プログラム】

日時	内容	講師等	会場
① 10月29日(月) 午前9時30分～12時	権利擁護・あんしんサポーターの役割について (オリエンテーション)	■権利擁護センターみたか 職員	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">案内図</div> 
	権利擁護の視点で地域を見守るとは～地域の課題と法的視点～	■弁護士 松原 拓郎 氏	
② 11月05日(月) 午前9時30分～12時	成年後見制度の基本理念と概要について	■司法書士 松本 美姫 氏	
	市民後見人の役割について	■三鷹市高齢者支援課 職員 ■権利擁護センターみたか 職員・市民後見人	
③ 11月12日(月) 午後1時30分～5時	地域福祉権利擁護事業の理解と生活支援員の活動	■権利擁護センターみたか 職員・生活支援員	
	三鷹市の福祉サービスと小地域活動	■三鷹市高齢者支援課 職員 ■三鷹市障がい者支援課 職員 ■地域包括支援センター 職員 ■三鷹市社会福祉協議会 職員	
	修了式/懇親会		

本講座を修了された方は、権利擁護・あんしんサポーターとして『権利擁護』の視点を持ち、日々の活動をしていただきます（当センターから具体的に業務を依頼することはありません）。また、当センターから定期的に講座・講習等のご連絡をさせていただきます。

◆生活支援員を目指される皆さま（対象：概ね 65 歳以下の方）

本講座を修了し、当センターが実施している“地域福祉権利擁護事業”の生活支援員としての活動を希望される方は、講座終了後、希望申込書を提出していただきます。その後、面接を受け、登録された方は、生活支援員として活動を行います。

生活支援員とは…本会臨時職員として、「専門員」が作成した“支援計画”に基づいて具体的な援助（※）を行います。

※郵便物の確認や生活費の預貯金からの払い出し、公共料金や家賃の支払いなど

◆市民後見人を目指される皆さま（対象：概ね 65 歳以下の方）

市民後見人を希望される方も、講座終了後、希望申込書を提出していただき、面接を受けて頂きます。当センターで適当と判断された方を、近隣 7 市合同で実施予定の後見人等候補者養成講習（1～2 月、全 6 日の講座）を受講して頂きます。その後、当センターが行う市民後見人養成講座を受講し、地域福祉権利擁護事業の生活支援員の実務を 6 ヶ月以上された方を、三鷹市市民後見人登録メンバーとして登録します。 ※裏面フローチャート参照

登録された三鷹市市民後見人は、市民後見人が就任することが適当と判断された場合に、三鷹市社会福祉協議会が被後見人にとってふさわしい登録メンバーを考察し、権利擁護センターみたか事例検討会での承認を得ます。承認を受けた登録メンバーを三鷹市に推薦し、三鷹市から推薦された候補者が、成年後見人として最もふさわしいと家庭裁判所が判断し、選任した場合、成年後見制度上に定められた成年後見人に就任することになります。 ※実際に市民後見人等として活動するまで数年の待機期間があります。

